京都府電気工事工業協同組合　組合員の皆さまへ

２０２３年度

エース組立補償制度

工事現場で設置する機械や、配線工事の資材（電線など）に
偶然な事故による損害が生じた場合、その資材や復旧費用などを補償！！

支払いの対象となる事故としては、次のようなものがあります。

取り付けている資材を作業ミスにより破損させた

分電盤設置（取替え）作業中に
作業のミスにより火災が発生した。
（分電盤の補償）

工事作業現場火災による資材の破損

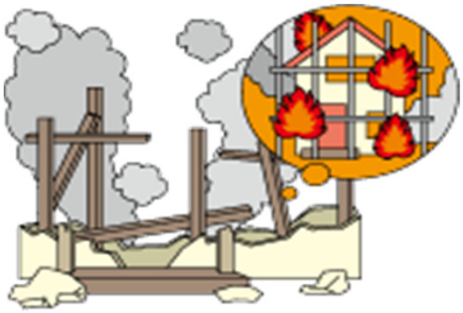

現場建物が火災により全焼し、設置作業中の
工事の対象物も燃えてしまった。
（工事用の資材・再施工費用の補償）

暴風雨・雪災・水災などにより建設中の建物が倒壊し、設置中資材の破損

ただし、地震・噴火または
これらによる津波による損害は対象外です。

現場で資材の盗難

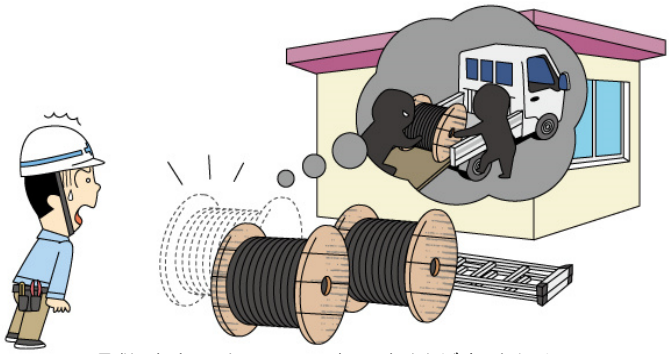

現場敷地内において工事用資材が盗まれた。
（工事用の資材の補償）

保険の正式名称	組立保険（総括契約に関する特約条項（京都府電気工事工業協同組合用、他各種特約セット）
保険期間	2023年12月1日午前0時から2024年11月30日午後12時までの1年間 ※保険責任の始期および終期につきましてはP．２をご覧ください。 （中途加入の場合、加入日から上記保険期間終了日まで）
書類締切日	２０２３年１１月 １０日（金）※中途加入は毎月受付ています。
ご加入方法	必ずこの資料をお読みいただきお申込みいただきますようお願いします。 ☑ 「加入依頼書」と「保険料算出の基礎数値に関する申告書」をご記入いただき、返信用封筒で組合事務局までお送りください。 ☑ 保険料算出の基礎となる完成工事高（消費税込み）は正しくご申告ください。 ☑ 完成工事高（消費税込み）は直近の決算書などで確認させていただく場合があります。申告金額が資料と違った場合、保険金が支払われない場合があります。 ☑ 保険料払込方法は一括払です。書類到着後保険料をご案内します。
書類提出先	京都府電気工事工業協同組合（事務局　TEL：０７５－６９２－１２３４）
保険契約者	京都府電気工事工業協同組合
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

※「エース組立補償制度」は、組立保険を京都府電気工事工業協同組合が損保ジャパンと契約する団体保険制度です。

1．エース組立補償制度の特長

◆工事の対象が保険期間中に偶然な事故で損害が生じた場合、その復旧費などを補償します。（日本国内のみ補償）
◆保険料は全額損金処理できます。

対象となる工事

・電気工事・電気通信工事・管工事・消防設備工事などで、記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載された組合員）が行うすべての電気工事・空調工事
・上記工事に伴う建設業法上の専門工事　など

保険の目的

・工事の目的物およびその材料、工事用仮設材
・工事用仮設物（仮枠、足場、電気配線、配管、電話、伝令設備、照明設備など）
・工事用仮設建物（現場事務所、宿舎、倉庫など）およびそれに収容している什器（じゅうき）・備品

＜ご注意！＞次の物は保険の目的となりません！

□工事用仮設備（バッチャープラント・給排水設備など）、工事用機械（クレーンなど）、器具、工具およびこれらの部品
□航空機、船舶、水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
□設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類するもの
□触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類するもの（変圧器・開閉装置・ケーブルに充てんされる絶縁油・ガスはこの契約の目的に含まれます。）
□原料または燃料その他これらに類するもの　など

＜ご注意！＞次の工事は「対象となる工事」に含まれません！

□土木工事を主体とする工事
□解体、撤去、分解または取片付け工事のみを施工する工事
□電気工作物の保守、点検のみ
□保険金額が30億円を超える工事
□日本国外で行われる工事　など

2．保険金をお支払いする事故例

施工上の作業に伴い発生する事故として

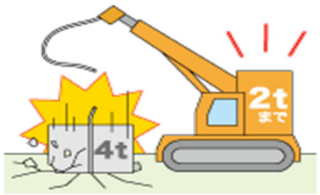

◆作業員、従業員または第三者の取扱い上の未熟、拙劣、過失、悪意などが原因となって起こるもの

◆組立作業（工事作業）の欠陥が原因となって起こるもの

◆設計、材質、制作の欠陥が原因となって起こるもの
※自社の行った設計ミスによる、工事のやり直しは対象にはなりません。
など

外来的な事故として

◆土砂の沈下・隆起、地すべり、土砂崩れによって起こるもの

◆台風、暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象によるもの

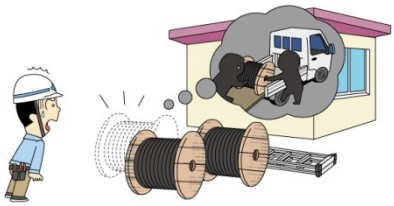

◆盗難によるもの

など

その他の事故として

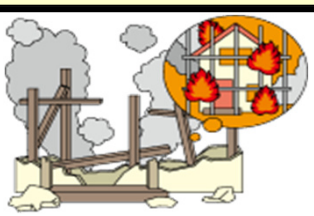

◆火災、爆発、破裂によるもの
（※公共工事における火災危険担保に該当します）

◆ショート、アーク、スパーク、過電流などの電気的現象によって起こるもの

など

３．年間保険料　　保険期間１年間、一括払、日本国内のみ補償

保険期間　2023年１２月１日午前０時から2024年１１月３０日午後１２時までの１年間

※　年間の完成工事高により、年間保険料は次の通りです。

年間完工高（消費税込み）	２，０００万円以下	２,０００万円超 ５，０００万円以下	５,０００万円超 １億円以下	１億円超 ２億円以下	２億円超 ３億円以下
保険料（一括払）	１６,８００円	４２,０００円	８４,０００円	１６８,０００円	２５２,０００円
年間完工高（消費税込み）	３億円超 ４億円以下	４億円超 ５億円以下	５億円超 ６億円以下	６億円超 ７億円以下	７億円超
保険料（一括払）	３３６,０００円	４２０,０００円	５０４,０００円	５８８,０００円	別途ご連絡ください。

□　保険金額は、対象工事ごとに、請負金額（消費税込み）によって定めます。
□　それぞれの対象工事につき、上記保険金額を超えては保険金をお支払いしません。
□　自己負担額は、それぞれの対象工事ごとに適用します。
□　保険責任期間は、対象工事ごとに、次の①または②のいずれか遅い時に始まります。ただし、保険責任期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材の保険責任については工事現場において輸送用具から保険の目的の荷卸しが完了した時に始まるものとします。
　①請負契約に定められた工期の初日の午前０時。ただし、請負契約がない工事についてはその工事に着手した時とします。
　②保険期間の初日の午前０時
□　保険責任期間は、対象工事ごとに、次の①から③までのいずれか早い時に終わります。
　①請負契約に定められている工期の末日の午後１２時
　②その工事の目的物の引渡しの時
　③保険期間の末日の午後１２時

４．お支払いする保険金

保険金　＝　損害の額（復旧費）（●修理費、●修理に必要な点検・検査費用、●損害防止費用）　－　自己負担額１事故２万円

＜ご注意＞
□　損害の額は、損害の生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用（復旧費）になります。
□　復旧費は、請負金額を構成する費目ごとの積算単価および数量によって計算した額を基礎として、算出します。
□　修理費には材料費、加工費、分解・組立費、運送費などを含みます。
□　工事用仮設物、工事用仮設建物およびそれに収容の什器(じゅうき)・備品については損害額を時価（同等の物を新たに購入する、または修理するのに必要な金額のいずれか低い額から使用による消耗分を控除して算出した金額）により算出し、保険金額の２％相当額または５００万円のいずれか低い額を限度として上記損害額に含めます。
□　１回の事故につき、上記損害額から自己負担額を差し引いた額を、保険金額を限度としてお支払いします。
□　自己負担額とは、保険事故が発生して損害が生じたとき被保険者にご負担いただく金額です。（１事故あたり２万円です。）

5．保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害または費用に対しては保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

●保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
●風、雨、雹 もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
●次の事由によって生じた損害(これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。)
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
・暴動または騒擾（群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準じる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生じる状態をいいます。）
・労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
・官公庁による差押え、徴発、没収または破壊
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故、 およびその他の放射線照射または放射能汚染
●残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
●保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
●保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗(さび、スケール等を含みます。)もしくは劣化
●完成期限もしくは納期の遅延または能力不足その他の債務不履行により損害賠償責任を負担することにより被った損害
●保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用
●保険の目的である土木工事について生じた次の損害または費用
・土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
・掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
・湧水（土砂水を含みます。）の止水または排出費用　　など
●テロ行為またはテロ行為の結果として生じた損害(日本国内において行われる工事は、保険金額が15億円以上の場合にかぎります。)
●サイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。　　など

6．加入資格

「加入対象者」および「記名被保険者」は京都府電気工事工業協同組合の組合員さまにかぎります。

7．被保険者（保険の補償を受けられる方）

すべての工事関係者（貴社、下請人、発注者、機器のメーカーなどすべての工事関係者）
※保険の対象にかかわる工事に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

8．加入申込方法

◆ 同封の**「加入依頼書」「保険料算出の基礎数値に関する申告書」**にご記入のうえ、事務局までお送りください。
事務局に到着次第払込みいただく保険料および保険料の払込方法につきましてご案内します。
（事務局締切：2023年11月10日（金））
◆ この契約は個別工事の通知不要・保険料の確定精算不要方式です。

ご加入時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。保険料の算出の基礎となる完成工事高（消費税込み）は、直近の決算書などでご確認ください。告知事項について、その内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

ご注意

●組立保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●保険料算出の基礎となる完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午前0時（※）に始まり、末日の午後12時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料（注）は1,000円となります。

（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における完成工事高により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の完成工事高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)加入依頼書の被保険者、保険の目的、他の保険契約等の各欄に記載の事項および危険に関する重要な事項としては損保ジャパンが提出を求めた工事関係資料等に記載の事項をいいます。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■工事を追加、変更、中断、再開または放棄をする場合 ■設計、仕様または施工方法の重要な変更を行う場合 ■加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 （ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
＜3＞損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1．～6．のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	工事請負金額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	工事請負金額内訳書、修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	工事請負契約書、工事注文書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書　など

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

万一事故にあわれたら（つづき）

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査　④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

＜受付時間＞
平日/午後5時～翌日午前9時　土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕 0570－022808＜通話料有料＞
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

【 組合事務局 】
京都府電気工事工業協同組合　パソコン・スマートフォンから→https://kyo-denkyo.or.jp/
〒601-8034　京都市南区東九条南河辺町3
TEL　075-692-1234 ：FAX　075-692-1233 （受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

【 取扱代理店 】
有限会社ライフエース　担当：倉田・井上　パソコン・スマートフォンから→https://kyo-denkyo.or.jp/pages/93/
〒601-8034　京都市南区東九条南河辺町3
TEL　075-692-1230 ：FAX　075-692-1233 （受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

【 引受保険会社 】
損害保険ジャパン株式会社　関西企業営業部京都企業営業課
〒604-8152　京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671
TEL　075-252-8030 ：FAX　075-223-2317 （受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ23-07711　2023.09.19）